

平成十二年法律第七十五号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条）**
 - 第二章 公判手続きの傍聴（第二条）**
 - 第三章 公判記録の閲覧及び謄写（第三条・第四条）**
 - 第四章 被害者参加旅費等（第五条—第十条）**
 - 第五章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条—第十八条）**
 - 第六章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条—第二十三条）**
 - 第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例（第二十四条—第三十三条）**
 - 第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十四条—第三十三条）**
 - 第二節 審理及び裁判等（第三十四条—第三十七条）**
 - 第三節 異議等（第三十八条—第四十二条）**
 - 第四節 民事訴訟手続への移行（第四十三条）**
 - 第五節 補則（第四十四条—第四十六条）**
 - 第八章 雜則（第四十七条—第五十二条）**
 - 附則**
-
- 第一章 総則（目的）**
- 第一条 この法律は、犯罪により害を被つた者（以下「被害者」という。）及びその遺族がその被害に係る刑事案件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事手続に付随するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もつてその権利利益の保護を図ることを目的とする。
- 第二章 公判手続きの傍聴**
- 第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合は、その配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。
- 第三章 公判記録の閲覧及び謄写（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）**
- 第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることができると認められる場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。
- 2 裁判所は、前項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名譽若しくは生活の平穀を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。
- 3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名譽若しくは生活の平穀を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。
- 第四条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、次に掲げる者から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、第一号又は第二号に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であって、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。**
- 1 被告人又は其犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害人
- 2 前号に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹
- 3 第二号に掲げる者の法定代理人
- 4 前三号に掲げる者から委託を受けた弁護士
- 4 3 2 前項の申出は、検察官を経由してしなければならない。この場合においては、その申出をする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを疎明する資料を提出しなければならない。
- 検察官は、第一項の申出があつたときは、裁判所に対し、意見を付してこれを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた資料があるときは、これを送付するものとする。
- 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

(被害者参加旅費等の支給)

第五条 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額については、政令で定める。

(被害者参加旅費等の請求手続)

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取つたときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したこととを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 第一項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

(協力の求め)

第七条 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に對して必要な協力を求めることができる。

(日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任)

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

1 第五条第一項の規定による被害者参加旅費等の支給

2 第六条第一項の規定による請求の受理

3 前条の規定による協力の求め

2 法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他的事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行つことが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わぬこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 法務大臣が、第二項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

(審査請求)

第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又はその不作為について不服がある者は、法務大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、日本司法支援センターの上級行政とみなす。

(法務省令への委任)

第十条 第五条から前条までに定めるもののほか、被害者参加旅費等の支給に関し必要な事項（第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。）は、法務省令で定める。

第五章 被害者参加弁護士の選定等

(被害者参加弁護士の選定の請求)

第十一条 刑事訴訟法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な六月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を行ふ弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

- 1 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内訳を申告する書面
- 2 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)

第十二条 日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、日本司法支援センターは、次条第一項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、前項の規定による指名及び通知をしないことができる。この場合においては、日本司法支援センターは、裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による指名をするに当たっては、前条第一項の規定による請求をした者の意見を聽かなければならない。

(被害者参加弁護士の選定)

第十三条 裁判所は、第十一条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

1 請求が不適法であるとき。

2 裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。

3 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士を選定する場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

4 被害者参加弁護士の選定の効力

(被害者参加弁護士の選定の効力)

5 裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

6 被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

7 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項の決定があつたときは、その効力を失う。

8 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

9 前項の規定により被害者参加弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第十五条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができる。

1 被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなったとき。

2 被害者参加人と被害者参加弁護士との利益が相反する状況にあり被害者参加弁護士にその職務を継続させることができないとき。

3 心身の故障その他の事由により、被害者参加弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。

4 被害者参加弁護士がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができないとき。

5 被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他の被害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることができないとき。

6 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第十三条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十六条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第一項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。(費用の徴収)

第十七条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の決定に對しては、即時抗告ができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

3 費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は、第一項の決定の執行について準用する。

(刑事訴訟法の適用)

第十八条 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

第六章 民事上の争いにおける和解

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第十九条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係

属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その

者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共にしてその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事實を記載した書面を提

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第二十条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）当該申立てに係る前条第三項の書面その他

の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録

事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十二条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はそ

の正本、謄本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）並びに第八章（第二百三十三条の二第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百三十三条第二項 裁判所規則で定める方法
第二百三十三条第三項 訴訟記録等（訴訟記録又は第二百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録）
について訴訟記録等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）
当該事件並びにその事件
の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第二百三十三条第五項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第二百三十三条の二第一項 解記録
訴訟記録等中
に係る訴訟記録等の閲覧等
の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第二百三十三条の二第二項 和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録）
訴訟記録等中
に係る訴訟記録等の閲覧等
の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第二百三十三条の二第二項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録

第二百三十三条の二第二項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録

第二百三十三条の四第一項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録

第二百三十三条の四第二項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録

第二百三十三条の四第二項 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録

第二百三十三条の四第七項 訴訟記録等の存する
訴訟記録等の閲覧等
当事者
の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付

（個人特定事項の秘匿）
第二十二条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項の規定による個人特定事項をいう。（以下同じ。）のうち起訴状抄本等（同法第二百七十二条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第二百七十二条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六条第一項において同じ。）が同法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認められる場合であつて、相当と認めるときは、第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第二百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、訴因変更等請求書面（同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二条の二第二項において同じ。）に記載された個人特定事項において、前条において準用する同法第二百七十二条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六条第一項において同じ。）が同法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、同様とする。

2 民事訴訟法第一百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第二十二条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「同法第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

3 民事訴訟法第一百三十三条の二第二項及び第一百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 第百三十三条の二第二項申立てにより、決定で		決 定 で	
訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第二十二条第一項に規定する和解記録をいう。）のものであつて秘匿事項又は秘匿事第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中同法第二十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項及び第四項第一号において項目を推知することができる事項）に係る個人特定事項		「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項	
に係る訴訟記録等の閲覧等		の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付	
秘匿決定に係る秘匿対象者		個人特定事項に係る者	
第一項 第百三十三条の四第一項当事者は、訴訟記録等		犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録	
第二項 第百三十三条の四第二項当事者		犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者	
第三項 第百三十三条の四第四項第一号 第百三十三条の四第四項当事者		和解記録の存する 訴訟記録等の閲覧等	
第四項 第百三十三条の四第四項第七項 第百三十三条の四第四項当事者		閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付 個人特定事項に係る者	
<p>（執行文交付与の訴え等の管轄の特則）</p> <p>第二十三条 第十九条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文交付与の訴え、執行文交付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第二項（同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。</p> <p>第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p>		<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p> <p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>	
<p>（損害賠償命令の申立て）</p> <p>第二十四条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一第一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条（不同意わいせつ）、第一百七十七条（不同意性交等）又は第一百七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪</p> <p>ロ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪</p> <p>ハ 刑法第二百二十四条から第二百二十七条まで（未成年者略取及び誘拐、営目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪</p> <p>ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）</p> <p>二 損害賠償命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 当事者及び法定代理人</p> <p>二 請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実</p> <p>3 前項の書面には、同項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはならない。</p> <p>（申立書の送達）</p> <p>第二十五条 裁判所は、前項第二項の書面の提出を受けたときは、第二十八条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被害人に送達しなければならない。</p>		<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p> <p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>	

(管轄に関する決定の効力)

第二十六条 刑事被告事件について刑事訴訟法第七条、第八条、第十一一条第二項若しくは第十九条第一項の決定又は同法第十七条若しくは第十八条の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により当該被告事件の審判を行うこととなつた裁判所が、損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判を行ふ。

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第二十七条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第十九条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。)のための手続を含む。)及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 裁判所は、前項に規定する終局裁判の告知があるまでの間、申立人に、当該刑事被告事件の公判期日を通知しなければならない。

(申立ての却下)

第二十八条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

1 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰則が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第二十四条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。)。

2 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなつたとき。

3 第五十五条の決定があつたとき。

4 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

5 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

3 前項の規定による場合のほか、第一項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第二十九条 損害賠償命令の申立てについて、前条第一項の決定(同項第一号に該当することを理由とするものを除く。)の告知があつたときは、当該告知を受けた時から六月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(期日の呼出し)

第三十条 損害賠償命令の申立てに係る事件(以下「損害賠償命令事件」という。)に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁(公示送達の方法)

第三十一条 損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(事件の記録の閲覧等)

第三十二条 第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十二条の四第一項の处分の申立てをした者及び相手方(同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。)は、裁判所書記官に対し、同条第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

3 第一項に規定する記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(電子情報処理組織による申立て等)

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対するもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものと含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第二節 審理及び裁判等

(任意的)口頭弁論

- 第三十四条** 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
- 2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(審理)

- 第三十五条** 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあった場合（当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。）には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日（以下「審理期日」という。）を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。
- 2 審理期日には、当事者を呼び出さなければならない。

(審理)

- 第三十六条** 裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと認めるものを除き、その取調べをしなければならない。

(審理の終結)

- 第三十七条** 裁判所は、審理を終結するときは、審理期日においてその旨を宣言しなければならない。

(損害賠償命令)

- 第三十八条** 損害賠償命令の申立てについての裁判（第二十八条第一項の決定を除く。以下この条から第三十九条までにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。

- 1 主文
- 2 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨
- 3 理由の要旨
- 4 審理の終結の日
- 5 当事者及び法定代理人
- 6 裁判所

(損害賠償命令)

- 損害賠償命令については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができる。
- 2 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。
 - 3 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。
 - 4 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

- 第三節 異議等**
- (異議の申立て等)**

- 第三十九条** 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による送達又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不变期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

- 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

- 2 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。
- 3 適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。
- 4 適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。
- 5 民事訴訟法第二百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。

(訴え提起の據制等)

- 第三十九条** 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第一十四条第二項の書面を訴状と、第二十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

- 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令事件に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

- 3 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

- 4 前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(記録の送付等)

第四十条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十五条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名前又は生活の平穡を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

2 裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録（前項の規定により裁判所が特定したものとみなされたものを除く。）を送付しなければならない。

(異議後の手続における書証の申出の特例)

第四十一条 第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかるわらず、書証とすべきものを特定することによりすることによりすることができる。

(異議後の判決)

第四十二条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第四十三条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十五条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。

2 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させて相手方の同意があつたとき。

1 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があつたとき。

2 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができる。

3 第三十九条から第四十一条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3 前二項の規定にかかるわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。

4 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名前又は生活の平穡を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相當でないと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。

5 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名前又は生活の平穡を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

6 損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第四項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第五項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(民事訴訟法の準用)

第四十五条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に關する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十五条第五項各号及び第四十七条から第五十一条までを除く。）、第四章（第七十一条第二項を除く。）、第五章（第八十七条、第八十七条の二、第九十一条から第九十二条の三まで、第九十二条第九項及び第十项、第九十二条の二第二項、第一節第二款、第九十四条、第一百条第二項、第四節第三款、第一百十一条、第一百十六条並びに第一百十八条を除く。）、第六章（第一百三十二条の六第三項及び第一百三十二条の七を除く。）及び第八章（第一百三十三条の二、第五項及び第六項並びに第一百三十三条の三第二項を除く。）、第二編第一章（第一百三十四条、第一百三十四条の二、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十五条並びに第一百四十六条を除く。）、第三章（第一百五十一条第三項、第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第一百五十九条第

三項、第一百六十条第二項、第一百六十二条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百三十五条第一項ただし書並びに第二百三十六条を除く。）、第五章（第二百四十九条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項各号並びに第一百五十九条第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第一百六十二条第二項、第二百六十三条、第二百六十六条第二項及び第二百六十七第二項を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第九編（第四百三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条第五項

次に掲げる

第九十二条第一項	に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。）	前条の規定による措置を開始した
第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	前条の規定による措置を開始した
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	前条の規定による措置を開始した
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十二条の規定による措置を開始した	第一百十二条の規定による措置を開始した
第一百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条第二項	書面その他最高裁判所規則で定める方法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第二百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第三項	について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の二第二項及び第三項	に係る訴訟記録等の閲覧等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百五十二条第二項及び第二方法	又は最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方法、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方法、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百六十条第二項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた
第一百六十条第三項	調書の記載について	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第三十一条の規定による掲示を始めた

最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければ れば	調書にその旨を記載しなければ
第二百六十条第四項 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第二百六十条の二第一項 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第二百六十条の二第二項 その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五十五条第四項 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録され事項た事項	事項
第二百三十九条の三第二項 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する。により前項前項	又は送付する
第二百五十六条第三項 電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）により前項前項	呼出し
第二百六十二条第一項 呼出しを行う場合 次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める	公示送達による場合を除き、送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した
第二百六十七条の二第一項 記録しなければ	記載しなければ
第二百六十五条第五項 記録された電子調書	記載された調書の謄本
第二百六十七条第一項 について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	を調書に記載した
第二百六十七条の二第一項 その記録	その記載
（個人特定事項の秘匿）	調書
第四十六条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第二百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。	
2 民事訴訟法第二百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付随する措置に関する法律第四十六条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「損害賠償命令事件（同法第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。	
3 第一項の決定があつた場合における第二十五条及び第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「書面を」とあるのは、「書面中第二百三十三条第二項第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を」とする。	
4 民事訴訟法第二百三十三条の二第二項及び第二百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第二百三十三条の二第二項 申立てにより、決定で	決定で
訴訟記録等に秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第二百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録（第二百三十三条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という。）中同法第四十六条第一項の決定（第二百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項
に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
秘匿決定に係る秘匿対象者 者は訴訟記録等の存する	個人特定事項に係る者
訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の四第一項 第百三十三条の四第二項	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

5 第一項の決定があつた場合において、第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載されたものであつて、第三十九条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当ないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十六条第五項前段」とする。

第八章 雜則

（公判記録の閲覧及び謄写等の手数料）

第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写をするには、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

第十九条第一項の規定による申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

第二十条第二項においてその例によることとされる民事訴訟法第二百二十一条の決定に対する同法の規定による抗告の提起をするには、千円の手数料を納めなければならない。

第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条並びに別表第一の四五の項及び別表第二の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」とある部分を除く。）を準用する。

第三十八条第一項の規定による異議の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

損害賠償命令の申立てをするには、民事訴訟費用等に関する法律別表第一の四五の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

（手数料の納付方法）
第四十八条 手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（過納手数料の還付等）

第四十九条 手数料が過大に納められた場合には、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

第一項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

手数料還付事件（第一項の申立て及びその申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。）に関する手続における期日の呼出しについては、第三十条の規定を準用する。

手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。

手数料還付事件に関する手続における送達及び手続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第二百条第二項、第三款及び第二百十一条を除く。）及び第二百三十一条から第二百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第二百十条第一項の規定による公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述については、第三十三条の規定を準用する。
特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編（第二十七条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条第四項、第三十八条、第四十条、第四十二条及び第五十七条第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第七十一条第八項

一項 準用する」と

訴訟が」とあるのは「事件が

第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項

準用する」と、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と
準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と

第三十一条第一項 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電

一項 第七十四条第一項 二項 第六十三条第一項 二項及び第六 十二条第一項	第五十八条第一項 二項 第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項	第五十七条第一項 二項
記録すべき	記録しなければ 最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書	記載しなければ 電子裁判書	裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書
記載すべき	あるのは、「非訟事件の手続の期日」 「記録しなければ」とあるのは、「記載しなければ	記載しなければ 裁判書	裁判書	あるのは、「手数料還付事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記載しなければ	あるのは、「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記載しなければ	あるのは、「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記載しなければ	あるのは、「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記載しなければ	あるのは、「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記載しなければ

(再使用 証明)

第五十条 前条第一項の申立てにおいて、第四十八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明をして還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第四項から第十項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の費用)

第五十一条 損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（同法第八条から第十条までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第十一條第一項第一号中「給付（郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する料金に充てるもの除く。）」とあるのは、「給付」と読み替えるものとする。

2 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（次項及び第五項において「郵便切手等」という。）で予納せらるべきである。

3 前項の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

4 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十一年法律第二百三十九号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

5 前二項に定めるもののほか、第三項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

第五十二条 この法律に定めるもののほか、第六章に規定する訴訟記録の閲覧又は贋写、第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則 （平成一九年六月二七日法律第九五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十九条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の二及び第二百九十五条の改正規定並びに同法第三百五条、第三百十六条の二第二項及び第三百五十条の八の改正規定に限る。）及び第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第三条

2 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第五章及び第二十八条の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

第九条 政府は、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一〇年四月二三日法律第一九号）抄

（施行期日）
附 則 （平成一三年五月二日法律第三六号）抄

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一三年五月二日法律第五三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一五年六月一二日法律第三三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成二十九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第一二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和四年五月一五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百一十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改正規定、同法第二百五十七条第四項の改正規定、同法第二百六十二条第一項の改正規定、同法第二百六十五条第一号の改正規定、同法第二百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十二条中民事保全法（平成元年法律第二百四十九号）第三十条第四項の改正規定、同法第三十六条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条の二」を加える部分に限る）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十九年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五百二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者
訴訟記録等の存する	訴訟記録等の存する
訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等の存する 閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
と	あ
と	る
訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する

「とする。

2 従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。
(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十四条 第四号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同号中「第四十条」とあるのは、「第四十一条」とする。
(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定（公布の日）

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十八条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（施行期日）

附 則（令和五年六月一三日法律第六六号）抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 附則第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」とする。